

第28回名取市農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和2年8月28日(金)
開 会 午後2時
閉 会 午後2時30分
2. 場 所 名取市民体育館 第1会議室
3. 提出議案
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
4. 報告事項 (1) 農地法第5条の規定による届出について
(2) 非農地証明願出について
5. 出席委員(15人)
会 長 15番 大友 正一
農業委員 1番 布田 順一 2番 大内 繁徳 3番 入間川 康弘
 4番 佐竹 智弘 5番 大久保 昭子 6番 高橋 千里
 8番 吉田 芳信 9番 相澤 喜美 10番 松浦 岩男
 11番 阿部 悦雄 12番 入間川 昭一 13番 松浦 朋子
 14番 引地 長一
推進委員 川村 勇
6. 欠席委員 7番 武田 とも子
7. 事務局出席職員
事務局長 小畑 信一 局長補佐 平井 啓嗣 主幹 佐藤 理恵
8. 会議の内容 別紙会議録のとおり

第28回名取市農業委員会総会会議録

【開 会】

午後2時、ただいまから、名取市農業委員会第28回総会を開催いたします。
本日の総会は、農業委員14名、農地利用最適化推進委員1名 計15名出席です。
よって、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることを報告致します。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

【会議の内容】

○ 議長（大友正一会長）

◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

3番 入間川 康弘 委員 4番 佐竹 智弘 委員

◎会議の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○議長（大友正一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。

それでは、入間川昭一代表委員よりご説明をお願いします。

○ 第2班代表委員（入間川昭一委員）

第2班代表委員の入間川昭一です。説明不足の点については、第2班の担任委員会の方々並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和2年8月28日提出。

番号1、高館川上字西北畑41番4、地目は登記現況共に畑、登記面積1,388㎡、転用目的は太陽光発電設備の設置、貸付人・借受人の住所・氏名については総会

資料のとおり、開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は、賃借設定期間20年、賃料年間18万円、太陽光パネル216枚で437.6㎡、最大受電電力49.5KWです。

位置図、公図については、議案書の2ページです。この場所は、JA高館名取西購買センターから西に位置する増田川沿いにあります。担任委員会資料にありますとおり、進入路は41番2と41番7はそれぞれ2人の名義になっていますが、ここから入っていかなければ申請地に入ることはできません。申請地の奥の41番3の所有者は、この申請地を通らなければ耕作できない状況です。

この申請地は、令和元年11月の総会に意見決定され許可になった案件です。前回は進入路について、利害関係者から確約書の提出を頂きましたが、今回も改めて確約書を取って頂くよう申し上げました。

除草関係については、委員から強く申し上げました。ネットフェンスについては、高さ1.3mで周囲を囲みフェンスの位置は境界から0.6m離すこととなります。出入り口から41番3に耕作をするためのスペースを確保してありますが、再度確約書を取って頂くよう申し上げました。

議案第1号につきまして、8月26日の担任委員会で現地調査を行い、貸付人と借受人より委任を受けた行政書士と、借受人の法人社員から実情を聴取いたしました。

この議案の場所は、昨年11月に太陽光発電設備の設置のため、転用許可申請があった場所です。

この案件について、担任委員会による調査と、総会による議決を行い、宮城県に達し、令和元年12月19日付で宮城県知事より転用の許可が下りております。

この許可が下りたのちに、事業着手をする予定でありましたが、借受人の事情により事業着手に至らなかったため、今回、借受人が変わり、前回の転用許可申請と同様の内容で、改めて申請されたものです。

この申請につきましては、前回の許可申請を取り下げするのではなく、改めて申請するよう宮城県の指示を受けております。

申請内容について実情を聴取したところ、お配りした「農地転用許可基準及び審査内容」でお示しのとおり、農地区分における転用については、問題はないものと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の川村勇委員からご意見等についてお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（川村勇委員）

議案第1号につきましては、8月26日に担任委員会の現地調査に同行いたしました。

借受人の法人に対して、除草作業を十分に行うことと、その際、除草剤を使用しないこと、刈り取った雑草は敷地内に放置しないよう指導いたしました。

また、この太陽光発電設備敷地の西側に畑があり、この敷地内を通らなければ耕作が出来ないため、この畑の所有者の農作業に支障が生じないように、十分な通路を確保することと、この内容を畑の所有者に説明した上で同意してもらい、そのことが明らかになる書類を提出するよう指示いたしました。

昨年11月の転用許可申請時に、畑の所有者が同意している書類が提出されておりますが、改めて提出するよう指示いたしました。

このようなことから、近隣農地等への影響はないものと判断いたしました。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

只今、両委員からご説明、ご意見をいただきました。この件について、ご質問はございませんか。

○ 議長（大友正一会長）

質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第1号については原案のとおり決定といたします。

《報告事項（1）農地法第5条の規定による届出について》

《報告事項（2）農地の賃貸借権解約書（合意書）について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、報告事項（1）「農地法第5条の規定による届出について」、報告事項（2）「非農地証明願出について」を一括議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（佐藤主幹）

別紙議案書により報告事項（1）から（2）について説明を行い、届出を受理した旨説明をした。

○ 議長（大友正一会長）

只今、事務局から説明がなされました。これについて、ご質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、報告事項（1）から報告事項（2）までについて

承認といたします。

○議長（大友正一会長）

次に、その他にはあります。事務局より説明をお願いします。

○事務局（小畑局長）

〔9月の農業委員会行事日程説明を行った。〕

○議長（大友正一会長）

それでは、第28回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉 会】

午後2時30分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和2年9月28日

名取市農業委員会
議 長 _____

署名委員 3番 _____

署名委員 4番 _____